

施設利用許可規程

(目的)

第1条 この規程は、山梨県（以下、「県」という。）が承認した者が SHIBUYA QWS（以下、「QWS」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 県は、本県出身者や県内在住者、県内大学出身者、県内で事業展開を検討している起業家や起業準備者等が交流や共創を目的に QWS の利用を希望する場合、QWS の利用を認めることができる。

(利用申請)

第3条 QWS の利用を希望する起業家や起業準備者は、SHIBUYA QWS 利用申請書を山梨県産業労働部スタートアップ・経営支援課宛に提出し、事前に県の承認を得なければならない。

(利用許可)

第4条 県は、前条により QWS 利用申請があった場合、申請書を審査し、その内容が次条に定める利用の制限に該当しないと認める時は、QWS の利用を承認し、申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第5条 県は、QWS の利用の内容が次の各号に該当する場合、利用承認を行わない。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に反社会的行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、QWS の会員規約・利用規約等及び本規程に反するとき。
- (4) 施設を損傷、滅失する恐れがあるとき。
- (5) 申請書に虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の利用者に不都合や支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (7) 同じ時間帯の利用者が、県と QWS が定める利用人数を超えるとき。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用の取消)

第6条 利用の有無に関わらず、本規程に反すると県が判断した場合は、利用承認を取り消

すものとする。

(利用料金)

第7条 県の承認を得た場合の利用料金は、免除とする。

(利用期間)

第8条 QWSの利用期間は、原則として1週間以内とする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は本規程及びQWSが定める施設の会員規約・利用規約等を遵守しなければならない。

(事故責任の所在)

第10条 利用に伴い生じた事故の責任は、利用者が負うものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その利用により施設または設備を損傷し、もしくは滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

附則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。